

青森県報

第二千五百八十四号

平成十八年
一月三十日
(月曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地の変更	(税 務 課)	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(同)	一
青森県認定リサイクル製品の製品認定を受けた旨の表示の様式	(環 境 政 策 課)	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健 康 福 祉 政 策 課)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(河 川 砂 防 課)	三
公 告	(五 所 川 原 県 土 整 備 事 務 所)	三
建設業者の許可の取消し	(同)	三
右 同	(鯡 ヶ 沢 県 土 整 備 事 務 所)	三
出先機関	(上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	四
土地改良区の役員の退任	(同)	四
選挙管理委員会	(同)	四
病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の	(同)	四

一部改正……………(事務局) ……四

正 誤

平成十八年一月二十日定例告示中……………(保険衛生課) ……六

告 示

青森県告示第六十一号

次の軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地について次とおり変更があつたので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十八年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	手塚石油株式会社	手塚 カツエ	青森市大字浪館字泉川三四の一五	平成三〇・二・六
変更後	手塚石油株式会社	手塚 カツエ	青森市浪館前田四丁目三〇の二八	平成三〇・二・六

青森県告示第六十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

家ノ前急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡七戸町		地藏堂	三一の一
二	"		榎林家ノ前	一五
三	"		"	一四の一
四	"		"	一〇〇の一
五	"		"	一の一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 秋庭建設株式会社
- 二 代表者の氏名 秋庭 裕香子
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字木筒字上柳川一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三〇四号
- 五 取消年月日 平成十八年一月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年九月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐藤鉄筋
- 二 氏名 佐藤 武弘
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜横沢町字鷺泊一七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一〇〇四号
- 五 取消年月日 平成十八年一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年一月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の前出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年一月三十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	丸 井 彪	十和田市西十二番町四の一四	平成一八・一・二四

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 の 表 中

医療法人誠仁会尾野病院	"	木造若竹五
-------------	---	-------

を

医療法人誠仁会尾野病院

"

木造若竹五

平川市国民健康保険平川病院

平川市柏木町藤山四七の一

須藤病院

"

柏木町藤山三七の五

財団法人黎明郷リハビリテー
ション病院

"

碓ヶ関湯向川添三〇

平賀町国民健康保険平賀病
院

"

平賀町大字柏木町字藤山
四七の一

須藤病院

"

平賀町大字柏木町字藤山
三七の五

財団法人黎明郷リハビリテー
ション病院

"

碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯
向川添三〇

名川町国民健康保険名川病
院

"

名川町大字平字虚空蔵二九

南部町国民健康保険名川病
院

"

南部町大字平字虚空蔵二九

二 の 表 中

桑寿園	一 "	柏桑野木田若宮二五五の
-----	-----	-------------

を

桑寿園	一 "	柏桑野木田若宮二五五の
-----	-----	-------------

に改め、

厚生年金青森おのえ荘	平川市猿賀池上一〇〇
------------	------------

さわやか園	"	日沼樋田八五
-------	---	--------

緑青園	"	沖館和田八四
-----	---	--------

に改め、

を削り、

を

に改める。

えんじゅの里	五の表中		つがる市木造曙八一	を	
	旭光園	五五			南津軽郡尾上町大字猿賀字明堂一
旭光園	あかまつ園	十和田市大字大沢田字早坂一九四	平川市猿賀明堂二五五	に改め、	
あかまつ園	十和田市大字大沢田字早坂一九四		を	を	
三の表中		長老園	五〃 五の一二五	福地村大字埴渡字東あかね	を削る。
長老園	三戸老人ホーム	三〃 三一の	南部町大字大向字仙ノ木平	に改め、	
長老園	五〃 五の一二五	南部町大字埴渡字東あかね	を	を	
三戸老人ホーム	三〃 三一の	南部町大字大向字仙ノ木平	を	を	
緑青園	さわやか園	〇〃	尾上町大字猿賀字池上一	を削り、	
四〃	五〃	尾上町大字日沼字樋田八	平賀町大字沖館字和田八		

孔明荘	孔明荘	孔明荘	孔明荘	えんじゅの里	つがる市木造曙八一	を
一〃 一の	一〃 一の	一〃 一の	一〃 一の	つがる市李平上山崎五四の一	に改め、	
南部町大字吉米地字倉前一	福地村大字吉米地字倉前一	尾上町大字李平字上山崎	尾上町大字館田字西和田	平川市李平上山崎五四の一	に改め、	
つがる	つがる	つがる	つがる	三笠ヶアセンター	館田西和田一九五	を削り、
向川添三〇	碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯	三笠ヶアセンター	三笠ヶアセンター	のぞみ	碓ヶ関湯向川添三〇	
一〃 一の	一九五	五四の一	のぞみ	つがる		
尾上町大字館田字西和田	尾上町大字李平字上山崎	尾上町大字李平字上山崎	のぞみ	つがる		
碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯	碓ヶ関湯向川添三〇	碓ヶ関湯向川添三〇	つがる	つがる		

正

誤

保 健 衛 生 課

平成18年1月30日 第二五八〇号	発行年月日 発行番号
告 示	区 分
第三六号	番 号
一	ペー ジ
下	段
表中	行
有限会社七福薬局	誤
七福薬局	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭